

みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付要綱

平成 27 年 6 月 1 日

告示第 74 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、一般住宅敷地内に営巣し、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチ等の巣を駆除する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「スズメバチ等」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科及びアシナガバチ亜科に属するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 市内においてスズメバチ等が営巣する土地又は建物を所有し、使用し又は管理する者で駆除業者(ハチ等の駆除を業とする者で、市長が認めたものをいう。第 5 条において同じ。)により巣の駆除を行った個人であること。
- (3) 市税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない世帯に属するものであること。
- (4) 同一年度内において、スズメバチ等の巣の駆除に係る補助金を受けていないこと。ただし、同時に複数の巣を駆除した場合は、この限りでない。

(補助対象となる巣)

第 4 条 補助金の交付の対象となるスズメバチ等の巣は、次のとおりとする。

- (1) 現にスズメバチ等が活動している巣であって、居住の用に供する建物及びその敷地内にあるもの。ただし、居住の用に供する建物及びその敷地に飲食店、工場、アパート、事業の用に供する駐車場及びサービス若しくは商品の提供を行う施設並びに農業の用に供する農地及び納屋等が付随する場合は、その付随する部分を除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象となる経費は、駆除業者が行ったスズメバチ等の巣の駆除に要した経費とする。ただし、駆除を行うために建物の一部を解体する必要がある場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、巣 1 個 当たり、前条の駆除に要した費用(消費税及び地方消費税を除く。)の 2 分の 1 の額(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、スズメバチの巣は 1 万円を上限とし、アシナガバチの巣は 2,000 円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して 30 日以内にみどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書の写し
- (2) 駆除前と駆除後の状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、みどり市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 巣の駆除後、同一敷地内において、再度、営巣しないように、適正な管理に努めなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成28年2月18日告示第15号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月13日告示第123号)

この告示は、平成28年9月13日から施行する。

附 則(平成29年3月9日告示第12号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月28日告示第88号)

この告示は、令和7年6月1日から施行する。